

大仙市ホームページ広告掲載取扱要領

令和2年2月25日 企画部長決裁
改正 令和6年10月1日 企画部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、大仙市広告掲載要綱(平成19年大仙市告示第12-2号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、大仙市のホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦120ピクセル、横400ピクセル

(2) データ容量 50KB以内であること。

(3) 形式 GIF(アニメーション不可)、JPEG 又は PNG であること。

2 広告の掲載は、原則として市ホームページのトップページとし、市長が指定する位置とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、1箇月単位とし、最長12箇月とする。ただし、年度を越える期間を指定できないものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市ホームページのトップページにおいて行うほか、必要に応じて「広報だいせん」において行うものとする。

(広告掲載の申込等)

第6条 広告の募集枠に空きがある場合、広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、大仙市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告データを添付し、広告を掲載しようとする1月前までに申し込むものとする。

2 同一の申込者が申し込むことができる広告は、1回の申込みにつき1枠限りとする。

3 広告データは、申込者の責任及び負担で作成しなければならない。

(広告の審査等)

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、別に定める掲載基準により内容を審査し、広告掲載の可否を大仙市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は大仙市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、広告掲載を決定した後において、当該広告の内容、デザイン、リンク先等が掲載基準に定める基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、前項の広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。この場合において、広告主は、速やかに広告の内容等を改善しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する私企業又は事業者等
- (2) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人等
- (3) 前2号に該当しないもの

- 2 前項の定めによるほか、申込みの早いものを優先するものとする。

(広告掲載料金等)

第9条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠当たり、月額5千円(消費税込み)とする。

- 2 国、地方公共団体及びその外郭団体が非営利目的で広告を行う場合又は市長が特別な理由があると認めたときは広告料を減免することができる。
- 3 広告主は、市長の指定する期日までに、掲載期間分の掲載料を一括で納入しなければならない。
- 4 既に納付した掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、市長が広告の掲載を取り消したときは、掲載料の全部又は一部を返還することができる。
- 5 前項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第10条 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載を延長する。

(広告デザイン等の変更)

第11条 広告掲載期間中のデザインの変更は、認めない。ただし、特別の理由により変更が必要と市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 広告主は、広告のリンク先の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に届け出なければならない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号いずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、大仙市ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により当該広告主に通知するものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 第7条第2項の規定による求めに従わないとき。
- (3) その他ホームページの運営に支障をきたし、広告を掲載することが適当でなくなったとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告内容の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月25日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日 企画部長決裁)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。